



環境省報道発表

令和8年10月30日（金）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （陰性確定、宮城県栗原市）

＜宮城県同時発表＞

1. 宮城県栗原市において、令和8年10月27日（火）に、マガンの死亡野鳥1羽が回収され、同日に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 上記について、国立環境研究所内にある専門検査会社で遺伝子検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されませんでした。
3. このため、本日、野鳥監視重点区域を解除します。引き続き全国での野鳥の情報収集及び監視を行います。

＜詳細は次ページ以降＞

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：佐々木 真二郎
室長補佐：千葉 康人
係 長：白出 晶太郎
担 当：田中 菜々美

■ 詳細情報

回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
	都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
10/27	宮城県	栗原市	死亡野鳥	マガン	10/27	陽性	10/30	その他 鳥インフル エンザ	10/27 (10/30 に解除)

■ 経緯

10月27日（火）

- ・宮城県が、同県栗原市において、マガンの死亡野鳥1羽を回収
- ・簡易検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
- ・回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

10月30日（金）

- ・国立環境研究所内にある専門検査会社で遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった
- ・野鳥監視重点区域を解除

■ 留意事項

- （１） 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- （２） 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合、野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合など、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- ・ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

以 上